

# 「SDGs アクター」認定規定

2021年3月16日

第1条 本規定は、SDGs アクターの資格の目的や基本構成等を示すものである。

(定義)

第2条 SDGs アクターとは地域や国際社会の課題・ニーズ解決のために活動している者に与えられる資格とする。

(目的)

第3条 本資格は、次世代の主体的・持続的に参画・協働する社会を実現し、SDGs の達成を目指すことを目的とする。

(認定組織)

第4条 認定制度の設計は規格制定委員会、認定の判定は審査委員会、各種実務は運営事務局が行う。

(基本構成)

第5条 SDGs アクターは、ベーシック、スタンダード、プロフェッショナルの3つの分類により構成する。

2 スタンダードは、スキルの程度に応じて第1グレード、第2グレード、第3グレードの3段階で構成する。

(ベーシックの資格要件)

第6条 要件を満たしたらいつでも申請できるものとする

2 第11条に示す認定指定校に通う学生は、運営事務局の認定科目(講義・体験)の受講及びデイリーアクションまたはプロジェクトによる20,000以上のアクトコインの獲得または実践活動への参加により資格要件を満たすことができる。

3 認定指定校に通う学生ではない社会人や一般個人は運営事務局が指定する講義(通信講座)の受講及びデイリーアクションまたはプロジェクトによる20,000以上のアクトコインの獲得または実践活動への参加により資格要件を満たすことができる。

(スタンダード第1グレードの資格要件)

第7条 資格認定は年度単位とする。

- 2 SDGsに関する基礎知識を習得したうえで、市民団体、行政、企業、学生、外国人など、異なる世代・組織との協働活動もしくは地域や国際社会の課題の把握と解決策の実践活動を行った者が認定される。詳細は別表1に定める。
- 3 ベーシックの資格がなくても申請することができる。

(スタンダード第2グレードの資格要件)

第8条 資格認定は年度単位とする。

- 2 SDGsに関する基礎知識を習得したうえで、地域や国際社会の課題と解決策を市民・企業・行政などと協力して企画立案し、それを実践・運営した者が認定される。詳細は別表1に定める。
- 3 ベーシック、スタンダード第1グレードの資格がなくても申請することができる。

(スタンダード第3グレードの資格要件)

第9条 資格認定は年度単位とする。

- 2 地域や国際社会の課題と解決策を市民・企業・行政などと協力して企画立案し、それを実践・運営した者が認定される。詳細は別表1に定める。第2グレードで認定された活動とは別の活動もしくはその発展形でなければならない。
- 3 スタンダード第2グレードの資格がないと申請することができない。

(プロフェッショナルの資格要件)

第10条 SDGs目標達成のためのコンサルティングを行う者が対象となる。詳細は今後規格制定委員会で検討する。

(認定指定校)

第11条 SDGsアクター・ベーシック資格取得を目的とする、審査委員会に認定された講義・実践のカリキュラムを有する教育機関(大学・専門学校・高等学校・中学校など)をいう。

- 2 別表2に示すベーシックあるいはスタンダード資格取得のための講義・実践のカリキュラムを認定科目として所属長の承認を得た上で運営事務局に提出し、指定校の認定を受ける必要がある。
- 3 指定校には、学生に対するSDGsアクター資格取得のガイダンスの実施が推奨される。
- 4 指定校は、学生からの認定取得申請の仲介や、資格認定者の公表を行うことができる。

(認定資格の申請手続き)

第12条 SDGs アクターの認定を受けようとするものは、それぞれの認定資格要件を満たした上で、所定の認定申請書に必要な書類を添えて資格認定の申請を行わなければならない。

- 2 認定指定校に通う学生は、申請に必要な書類を担当教員に提出することにより認定の手続きを行うことができる。
- 3 認定資格の申請手続きの詳細は、SDGs アクター認定申請手続き書に定める。

(資格認定)

第13条 審査委員会により資格要件を満たしていると認定された者には、認定証が授与される。

(資格認定者)

第14条 認定証を授与された者は、SDGs アクターの称号を用いることができる。

(規格制定委員会)

第15条 認定資格制度の運用に関し必要な事項については、規格制定委員会が定める。

(審査委員会)

第16条 審査委員会は、複数の大学の教員、NGOなどの委嘱委員により構成される。

- 2 審査委員会は、次の各号について審査する。
  - (1) 資格認定申請に関する審査
  - (2) 認定資格要件に関する事項
  - (3) 前各号のほか、必要とされる事項

(運営事務局)

第17条 運営事務局は(一般社団法人)サステナビリティ人材開発機構が担当する。

- 2 運営事務局は、次の各号の手続きを実施する。
  - (1) 認定指定校の認定
  - (2) 認定申請書の受け取り
  - (3) 認定審査会の運用
  - (4) 認定資格者への認定証の発行
  - (5) 資格認定者の名簿作成と保管
  - (6) 前各号のほか、規格制定委員会、審査委員会が必要と認めた事項

(本規定の改正)

第 18 条 本規定の改正は，規格制定委員会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規定は 2021 年 3 月 18 日より施行する。
- 2 本規定は 2021 年 3 月 22 日一部改訂し、同日施行する。

(別表 1)

認定資格		認定要件		申請書類
		知識取得	実践活動	
ベーシック		SDGs 一般講座の履修・テスト合格	アクトコイン獲得（コイン 20,000 以上） ・デイリーアクション ・プロジェクト	1. アクトコイン履歴のコピーまたは実践活動証明書 2. SDGs に関する自己 PR 書 3. 審査料（社会人 5 千円程度、学生無料）
スタンダード	第 1 グレード	指定科目の単位取得 2 科目以上	実践科目の単位取得または実践活動への参加	1. 指定申請書 2. 申請科目のシラバス 3. 成績証明書または活動証明書（関係者のサイン入り）
	第 2 グレード	指定科目の単位取得 2 科目以上	プロジェクトの企画・運営	1. 指定申請書 2. プロジェクト実施報告書
	第 3 グレード	第 2 グレードの資格 プロジェクトの企画・運営		1. 指定申請書 2. プロジェクト実施報告書

